

## 貝原益軒の〈障害〉認識：養生論との関連から

高野，信治  
九州大学

<https://doi.org/10.15017/7420029>

---

出版情報：障害史研究. 8, pp.13-27, 2026-03-30. Society for Disability History Studies  
(Shōgaishi Kenkyūkai)

バージョン：

権利関係：



# 貝原益軒の〈障害〉認識

— 養生論との関連から —

Kaibara Ekiken's Understanding of Disability:

From the Perspective of His Theory of Health Preservation

高野 信治

Nobuharu TAKANO. D. Literature

(九州大学)

(Kyushu University)

## 要 旨

筆者は、障害の認識がどのように形成されてきたのかというテーマを、近世日本を対象にいくつか検証を試みてきた。障害は生産力や優生思想を背景に近代以降に確立した概念とされるために、前近代の史料により、その認識や実態をめぐる分析は難しい。しかし、観点の明確化と史料の精査により、障害をめぐる事象の成立や変化を分析することは可能である。

本稿では、近世中期の知識人が記した社会思想書を対象に、近世日本において障害をめぐる認識が成立する一端を明らかにする。取り上げる貝原益軒は、福岡藩の家臣で、儒学を修め、黒田家に仕えた。そして晩年に至るまで、弟子の協力も得て編著書類を執筆した。本稿ではそのなかで、民衆も読者として想定し、わかりやすく和文で執筆された書籍を分析した。益軒は理解しやすい書籍を通じ民衆社会に自身の考えを浸透させようとしたと思われるからである。

従来の益軒の思想について、多くの研究業績があるものの、障害の認識に関する分析はなされていない。しかし、益軒は、医学の知識もあり、病気をしないで心身の健康を目指す養生という考え方を、書籍のなかで論じている。この養生についての考え方を分析すると、一生の災いとしての重篤な病気という考え方が浮かぶ。そして、仕事をして生活を営むためにも、そのような病罹患にならないことの大事さが繰り返し、叙述されている。このような重篤な病気とは、現代では後天的な障害に相当しよう。また、養生の方法をはじめ、生活するための実践的な知識を学ぶことを、益軒は重視する。そこで問題となるのは、学ぶ能力がない人の存在である。このような人は現代では、先天的な知的障害者に相当しよう。そして、かかる障害は、個人的な問題ではなく、社会的な問題として考えられるようになったようだ。なお本稿では、彼の編著書類にあらわれた障害認識の析出に当面注力し、そこに介在する書肆などをめぐる検証は後考に俟ちたい。

近代に確立したとされる障害の考え方は、前近代に、いくつかの要素が生じ始めていたのかもしれない。障害の歴史的な検証を前近代に遡り行うことは、障害の歴史研究において、重要だろう。

## ABSTRACT

The author has attempted several examinations of how perceptions of disability were formed, focusing on early modern Japan. Since disability is often considered a concept established in modern times against the backdrop of productivity and eugenics, analyzing perceptions and realities based on premodern historical materials is difficult. However, by clarifying perspectives and meticulously examining historical sources, it is possible to analyze the emergence and evolution of phenomena surrounding disability.

This paper examines social treatises written by mid-early modern intellectuals to illuminate one aspect of how perceptions surrounding disability took shape in early modern Japan. The subject, Kaibara Ekiken (貝原益軒), was a retainer of the Fukuoka domain (福岡藩) who studied Confucianism and served the Kuroda family (黒田家). Until his later years, he authored and compiled documents with the assistance of his disciples. This paper analyzes books he wrote in accessible Japanese, intended for the common people as readers. This is because Ekiken appears to have sought to disseminate his ideas throughout society through easily understandable books.

While much research exists on Ekiken's thought, no analysis has addressed his understanding of disability. However, Ekiken, possessing medical knowledge, discussed the concept of health preservation (yōjō養生) in his writings — a philosophy aiming for physical and mental well-being without illness. Analyzing his views on health preservation reveals a conception of serious illness as a lifelong calamity. He repeatedly emphasizes the importance of avoiding such afflictions to sustain work and livelihood. Such serious illnesses would likely correspond to acquired disabilities in modern terms. Ekiken also emphasized learning practical knowledge for daily life, including methods of yōjō. This raises the issue of individuals lacking the capacity to learn. Such people would likely correspond to individuals with congenital intellectual disabilities in modern times. Furthermore, it seems such disabilities came to be viewed not as personal problems, but as societal problems. This paper focuses primarily on analyzing his understanding of disability, deferring examination of the role of booksellers to a later study.

The concept of disability, often considered established in the modern era, may have had elements emerging in premodern times. Conducting historical verification concerning disability, tracing back to premodern periods, is likely significant for the study of disability history.

## はじめに

本稿の目的は、福岡藩黒田家の家臣かつ儒者でもある貝原益軒<sup>(1)</sup>（寛永7（1630）～正徳4（1714）年）の〈障害〉<sup>(2)</sup>をめぐる認識の考察である。益軒には黒田家の歴史書『黒田家譜』や藩領域の地理書『筑前国続風土記』の編著書があるが、むしろそれ以外の多様な編著書群により、近世中期の代表的な知識人の一人として、多角的な研究視角より成果が蓄積されている<sup>(3)</sup>。しかし、先学の仕事に、〈障害〉を主題とする研究論考は管見の限り確認し得ない。

なぜに益軒の〈障害〉認識を主題とするのか。本稿は次のような背景をもつ。

第一に、筆者が実践してきた前近代における〈障害〉認識の析出が可能な史料検証の一環として行う。すなわち、近世辞書の俚諺<sup>(4)</sup>、近世仏教説話<sup>(5)</sup>、和歌山藩田辺領<sup>じかた</sup>地方史料<sup>(6)</sup>、広島藩儒者夫妻の個人日記<sup>(7)</sup>、石門心学にみる民衆思想史料<sup>(8)</sup>、幕臣執筆による社会状況伝聞史料<sup>(9)</sup>などを対象に、これらの史料群から、その認識析出を試みてきたが、本稿は益

軒の編著書に示される知見が社会思想の側面を持つだろうとの立場から、〈障害〉認識を析出する試みである。

第二に、養生の考え方が〈障害〉認識に密接な関係を持つのではとの見通しである。養生は病氣予防の思想・技法だが、ここでいうのは中国で成立し東アジア世界に受容されたものを想定する。これを養生論<sup>(10)</sup>と呼ぶとすれば、そのなかには健常と言えない心身の状態としての〈障害〉認識が潜在すると思われる。養生・健康の思想史を考察する瀧澤利行は、それらが障害・疾病の概念・認識と密接な関係にあったことを広い視野から論じる<sup>(11)</sup>。本稿はかかる観点に示唆をうけている。

第三に、益軒の著作類が社会思想との性格を持つという筆者の視角（第一の点）とも関連し、その養生論が社会性を有すとの見方である。養生は、本来、中国の神仙思想（民間信仰）に由来し長生きを志向する個人的な技法だが、儒教思想を背景に道徳的な性格、いわば社会性も備わるようになる。ただし、基本は個人的な私事性が強く、益軒養生論も研究史上はこのような性格で捉えられていよう<sup>(12)</sup>。本稿は、

養生について、益軒が様々な著作類のなかで、平易に繰り返し述べているのに留意し、益軒が私事性を相対化し養生の社会性を強く意識していたことを想定、それが〈障害〉認識形成に影響したとの見通しを持つ。かかる見方は、心身の毀損と社会的な制約という、現代における障害概念の二面性<sup>(13)</sup>にも繋がろう（本稿「おわりに」参照）。

以上を本稿の背景と考え、それらを意識しつつ検証を進めたい。

## 一、益軒養生論をめぐって

益軒の〈障害〉認識の考察にあたり、それと密接にかかわる養生論について、まず瞥見しておこう。

益軒の養生論の主著は、『頤生輯要』（漢文。天和2（1682）年成立）と『養生訓』（和文。正徳3（1713）年刊）である。『頤生輯要』<sup>(14)</sup>は、養生関連の漢籍記事を原文のまま抄出編纂した資料集で、中国養生法と比較した場合の益軒の考えが窺えるとされる。「総論」「養心気」（巻一）、「節飲食」「戒色慾付・求嗣」（巻二）、「慎起居」「四時調撰」（巻三）、「導引調気」「用薬」「灸法」（巻四）、「養老」「慈幼」「楽志」（巻五）の五巻一二編で構成される。表向きは益軒の名での出版だが、益軒高弟・竹田定直が書き上げた『撰生精要』なる書を『頤生輯要』と改題し、さらに自ら改訂を加え正徳4（1714）年に刊行された。本書は益軒の養生の考えを直接に表明したものではないが、構成や引用部分の取舍選択には益軒の養生観が反映されるという<sup>(15)</sup>。

『養生訓』（『益軒全集』〔以下、『全集』と略記〕巻之三）は『頤生輯要』に集成された古今の養生説をもとに、その要点を読みやすく和文で記し、かつ自己の経験などを加え敷衍解説したものである。両者には最長30年の隔たりがあり、編纂姿勢も相違するが、『養生訓』は基本的に『頤生輯要』をもとにその後の益軒の知見も加味して書かれ、知識人以外には読めない『頤生輯要』の内容をより広汎な人々を対象に広める意図がこの書を生み出したのであろう。構成は、「総論上」（巻一）、「総論下」（巻二）、「飲食上」（巻三）、「飲食下」「飲酒」「飲茶・附煙草」「慎色慾」（巻四）、「五官」「二便」「洗浴」（巻五）、「慎

病」「択医」（巻六）、「用薬」（巻七）、「養老」「育幼」「鍼」「灸法」（巻八）の一五編八巻で、『頤生輯要』を踏まえる<sup>(16)</sup>。

益軒は儒学者として中国古典籍を原文（漢文）史料とする高弟編集の書物を重視するも、民衆への教訓を強く意識して和文でも叙述した。そのような姿勢が、養生論の主要二著の関係から汲み取れる。もともと『頤生輯要』は長生きを目指す神仙思想（古代中国の民間思想）と親和的な道教的養生論とは距離をたもちつつも中国の養生説を集成・整理したものであり、益軒はそれに日本人の実生活を踏まえ『養生訓』の項目立てを目指したというが<sup>(17)</sup>、内容の基本は養生の技法である。それは、両者の構成をみても察せられよう。

筆者が重視したいのは、『養生訓』が、士分を軸とするも他の社会層も視野に、いわば四民層を対象に和文で著されたことである。

四民ともに家業をよくつとむるは、皆是養生の道なり。つとむべき事をつとめず、久しく安坐し、ねぶり臥す事をこのむ、是大に養生に害あり。かくの如くなれば、病おほくして短命なり。戒むべし（『養生訓』巻之一（『全集』巻之三）486頁）

このような記述は益軒の考えを象徴しよう。そして「四民」にとり養生が大事とする考え方は、いわば生きる上でのないし生活のなかの実践知を示したといえる『初学訓』『大和俗訓』『和俗童子訓』『五常訓』『君子訓』『家道訓』などの著作類（以下、「訓」書類と仮称）にも、それぞれ個別の主題を持ちつつも、養生に関わる記述が随所にみられることから、理解される。

「石見医生 杉本義篤」という人物（詳細不詳）が、書肆（定学堂）から『養生訓』本編では記述が不十分な「色慾のをしへ」の詳述を依頼され、本編に付すことになった『養生訓』の「附録」の冒頭にある、貝原益軒先生は近世の大儒にして、博学多識世人みな知ところなり。そのあはし給ふ書数百巻世に行はる。中にも養生訓は、もつとも愚蒙ををしふるの意に切にして、先生日夜起居、坐立動止、語黙身みづから行ひ、試み給ふところの实事を述給ふもの故に、かりにも浮華説はな

し（『養生訓』「附録」（『全集』巻之三）593頁）との杉本自身の解説より、知見がない民衆（「愚蒙」）に教えるため、益軒はとりわけ養生実践に意を尽くし述べたというが、だからこそ、民衆の生活のなかでの養生の重要性が、「訓」書類のなかでも繰り返されるのでろう。

このような捉え方が可能ならば、先述（「はじめに」）した養生が持つ本来の私事性が、少なくとも相対化している、それが益軒養生論にあらわれるのではなかろうか。

だとすれば、節欲（欲の抑制）などによる養生の技法（「術」などと表現）を怠たり、病で身を害した人、そもそも繰り返し説かれる和文書類による養生に対する学び（読み・聞かせ）が理解力不足で難しい人、かかる人々へどのような眼差しが向けられることになるのか。

益軒は、健全な心身で家職・労働に勤め、天地・父母へ孝、君主へ忠を果たすべきと考えていた。そこには、和文にて繰り返し叙述し社会における常識（社会知）の一つとして広めようとした養生について、（意図的に）学ばず、あるいは（能力的に）学べずに、病罹患のため働けない人々、「用」に立たない人、という如き、社会的不適応者ないし〈障害者〉などの眼差しが伏在し始めるのではなかろうか。益軒養生論をこのように捉えることにより、従来、研究史では必ずしも取り上げられてこなかった〈障害〉認識に接近し得よう<sup>(18)</sup>。

## 二、心身と病

〈障害〉は心身のあり方や病と関連を持ち、病との区別は曖昧でスペクトラム（連続的）な関係といえる<sup>(19)</sup>。そこで、益軒が心身や病をめぐりどのように考えていたのか、とくに「愚蒙ををし（教）ふるの意に切」（先述の石見医師の述懐）との立場を斟酌し、養生論が随所に述べられる「訓」書類も参照しつつみたい。

病と心のあり方をこう記す。

人の血気めぐらざれば病とす。人の心めぐらざれば愚なり。是古語なり。心めぐるとは、事に当りて心を用ひ思案するを云。運動するなり。

孟子に、心の官は則思ふといへるが如し。思案せざれば心めぐらずして、是非をわかつことなく愚なり（『大和俗訓』巻之三（『全集』巻之三）91頁）

「古語」というおそらく中国古典書（『孟子』など）をもとに、「血気」のめぐりが悪いのを「病」とし、同時に「心」の悪いめぐりは「愚」、つまり思案しないことで是非の判断がつかないことという。血気と心のめぐりとして、身体的な病と是非の判断力が並立的に捉えられる。そして心と病が関係性を持つことが示唆される。

心と身体諸器官の関係をめぐり、「心」は「天官」と云。身の主にて思を以て官とす」であり、「五官」としての「耳目口鼻形」とは、「主人」と「臣下」のような関係である。「官とはつかさどる」という働きのことで、「耳目口鼻形」は、「耳にきゝ、目に見、口に物いひ、物をくひ、鼻に香をかぎ、形はうごく。是五のつかさどり」という「役」、すなわち身体的な諸機能を担う。しかし、

もし心に思案なく、五官を制せざれば、五官ほしめまゝにして、（略、それぞれが）うごくまじき非礼（あってはならない動き、機能不全）をはたらく。是心に思案なく、五官にまかせて心の官をうしなへる也。たとへば愚なる主人は、下人を制するちからなく、かへつて下人より制せらるゝが如し（以上、『初学訓』巻之二（『全集』巻之三）17頁）

というように、「心」に「思案」なく諸器官を制することができなければ、それぞれの器官は「非礼」という機能不全に陥る。そのような「心」のあり方が、「愚」な主人に例えられた。「心」は道徳的な側面を基本としつつ、「思案」し得ない「愚」という表現から察すれば、知的な判断力という意味の想定もできようが、かかる点は改めて考えたい。

いずれにしても、「心」が不安定なら、（欲の抑制がきかなず）「五官」の働きは正常ではなくなり、その結果、病となろうしそのために健全ではない状態が〈障害〉ともいえる。

このように心と身体と病は密接な関係を持つと考えられた。『養生訓』では、「養生に志あらん人は、心につねに主あるべし」という。なぜなら、「主あれ

ば、思慮して是非をわきまへ、忿（いかり）をおさへ、慾をふさぎて、あやまりすくなし」だからである。ゆえに「心に主なければ、思慮なくして忿と慾をこらへず、ほしまゝにして、あやまり多し」と、病ないし身体器官の機能不全が示唆される（『養生訓』巻之一（『全集』巻之三）490頁）。心にあるべき「主」が具体的何を指すのか不詳ながら、『大和俗訓』からそれが道徳的なものであることが窺える。

天地の中に万物あり。万物の内、人ばかりたうとき物なし。かるがゆへに万物の霊といふ。その霊たるゆへに、心に五性あり、身に五倫あり、目に五色をわかち、口に五味をおぼえ、耳に五音をわきまへ、鼻に五臭をしる。鳥けだものには、このあまたのこと一もなし。人となりて、かゝるたふとき身を得たること、まことに天地の間の大なる幸を得たるなり。しかるに人となれる道をしらず、禽獣にちかくして、空しく此の世を過し、人と生れたる身をいたづらになすこと、くやしからずや（『大和俗訓』巻之一（『全集』巻之三）50頁）

天地にある万物のなかで「人」は最も貴い存在である「霊」で、それゆえに、心に「五性」があり、身体には諸機能が備わるとする。益軒は「五性」について「人は仁義礼智信の五常の性あり」（『初学訓』巻之一（『全集』巻之三）4頁）とするので、これが心の「主」であり、人として重要な道徳性（その判断力）と考えていたのだろう。人は「禽獣」と区別される道徳性（判断力）が心に備わるために身体の様々な器官機能が働いているのであり、「人と生れたる身」を養生せずに毀損するのは、「人となれる道」を知らないこと、このように読めよう。

『大和俗訓』にいう「身をいたづらになす」（先述）という身体毀損は病である。「しばしの間少の慾をこらへず」罹患する「大病」は「一生の災」であり、「小なる過より大なるわざはひ」となるのは、「病のならひ」（『養生訓』巻之一（『全集』巻之三）489頁）なのだ。

このように益軒は、病を心と器官の関係で捉え、身体の機能障害が生じるとした。そして心を道徳的に考え、貴い「人」として、自身の欲を自制せず身体を大切にしないから、現代でいう障害に相当する

如き一生の災いとなる重い病気にも罹患する。かかる視角が、『養生訓』をはじめとする「訓」書類から読み取れる。

### 三、養生と学び

益軒は、実証科学的知見を重視し、病の原因（病因）を合理的に解釈しようとする。例えば、「神怪奇異なる事、たとひ目前に見るとも、必鬼神の所為とは云がたし。人に心病あり。眼病あり。此病あれば、実になき物目に見ゆる事多し。信じてまよふべからず」（『養生訓』巻之六（『全集』巻之三）553頁）という。奇異な事象の認知をめぐり、病（心病・眼病）として考える客観的な判断が示される。このような益軒の実証科学的な思考<sup>(20)</sup>は、その養生論にも反映されているとされる。もっとも、前項でみたように、「訓」書類の多くに、病と身体機能の関係を「心」すなわち道徳性と関連付けて説く叙述が少なからずあるのは考慮すべきだろう。

ともあれ、彼が四民、とくに生活するうえでの十分な知識を持ちあせない民衆（前出の「愚蒙」）に対し、それを学ぶべきという姿勢を持っていた<sup>(21)</sup>。本稿で取り上げている養生についても、その例外ではなく、むしろとくに重視していたのは、先述の「杉本医生」による『養生論』再刊の解説文からも察せられるが、さらに益軒自身の主張をみておこう。

彼によれば、「養生の術」を知り行うのは、一つに「天地父母」に「孝」をなすため、次に「わが身安楽のため」であり、不急でないことはおいておき、「わかき時より、はやく此術をまなぶべし」という。なぜなら、「身を慎み生を養ふは、是人間第一のおもくすべき事の至也」だからである（『養生訓』巻之一（『全集』巻之三）477頁）。

前者については、「吾身は天地父母に稟る者、保重せずんばあるべからず、然れば則保養し身を守術、亦学びずんばあるべからず」（原漢文『慎思録』巻之三（『全集』巻之二）48頁）と、いわば自身の漢文雑記録に記す。これにつき、先の『養生訓』では、

人の身は父母を本とし、天地を初とす。天地父母のめぐみをうけて生れ、又養はれたるわが身なれば、わが私の物にあらず。天地のみたまも

の、父母の残せる身なれば、つゝしんでよく養ひて、そこなひやぶらず、天年を長くたもつべし。是天地父母につかへ奉る孝の本也（『養生訓』卷之一（『全集』卷之三）476頁）

という。人身は天地・父母からの賜物なので、これをよく養って病気などせず、天寿を全うし天地・父母に仕えるのが孝の基本にはかならない。

後者については、「日夜従容安静し聊か残る軀を養て自ら楽む」（原漢文『慎思録』卷之六「自己偏」（『全集』卷之二）144～5頁）と、自らを養って「楽む」との姿勢が語られる。これを『養生訓』では、養生の術を力めまんで、久しく行はず、身つよく病なくして、天年をたもち、長生を得て、久しく楽まん事、必然のしるしあるべし（『養生訓』卷之一（『全集』卷之三）477頁）

と説き、養生をつとめ学んで長生きして人生を楽しむべきとする。その楽しみは享樂とは異なる。

長生すれば、楽多く益多し。日々にいまだ知らざる事をしり、月々にいまだ能せざる事をよくす。この故に学問の長進する事も、知識の明達なる事も、長生せざれば得がたし。こゝを以養生の術を行なひ、いかにもして年をたもち、五十歳をこえ、成べきほどは弥長生して、六十以上の寿域に登るべし（『養生訓』卷之一（『全集』卷之三）483頁）

すなわち、知らないことを知り、できななかったことができるようになることである。そのための学び（「学問」「知識」）である。これは養生により長生きして可能とする。いうなれば学ぶための長生きなのだ。

このように、自身を生んでくれた天地・父母への孝行と長生きしての人生の楽しみのための養生（その術）は、若い時から学ぶべきというのであり、それにとどまらず、楽しみとして学びは人生を豊かにする、このような発想もあろう。

養生と学びが密接な関係にあることを、益軒は示唆する。養生は欲の抑制であり、それを学び「人」の本来的なあり方（善）に改めるべきと、広く人びとに知らしめる意図からであろうか、他の「訓」書ではさらに踏み込む。

人欲とは、人の身の耳目口体に好むことのよき程に過ぐるを云。生れつきあしければ人欲行は

れやすし。されば、すべて人たる者は、古のひじりのをしへを学んで、人となれる道をしり、氣質のあしきくせを改め、人欲の妨を去りて、本性の善にかへるべし。是学問の道なり（『大和俗訓』卷之一（『全集』卷之三）54頁）

人の本性は「善」だが、生まれつきの「氣質」と「人欲」により妨げられ失われる。しかし、悪い氣質は学問で直せるという。

もともと、それを学ばない、学ぼうとしないあるいは学べない人びとは、どのようにみなされるのか。「大病」を患って「一生の災い」（先述）を抱える人びとは、「欲」の節制を行わない人びと、「生まれつきあしき」ないし「氣質のあしきくせ」を直せないあるいは直そうとしない人、かかる眼差しが向けられることにもなるか。

#### 四、「知」と「愚」

##### 1、「知」とは

かかる点を踏まえ、益軒にとって人としての学び（「学問」「知識」）が「知」と「愚」という事象に関連するという見通しを述べたい。

益軒にとり「知」とは、先述の如く道徳的な知識ないしその判断力という意味が本来的で、儒学の観点に立脚したものといえるが、子どもや初学者まで想定する「訓」書類を視野に入れると、それに止まらない意味合いも窺われる。

子をそだつるに、幼（いとけなき）よりよくをしえいましめても、あしきは、まことに天性のあしきなり。世人多くは愛にすぎてをごらしめ、悪をいましまざる故、習ひて性となり、つゝに不肖の子となる者多し。世に上智と下愚とはまれなり。上智は、をしえずしてよし、下愚は、をしえても改めがたしといへども、悪を制すれば面は改まる。世に多きは中人なり。中人の性は、教ゆれば善人となり、をしえざれば不善人となる。故にをしえなくんばあるべからず（『和俗童子訓』卷之二（『全集』卷之三）191頁）

子どもの幼少期より教え戒めても「あしき（悪敷き）」は、「天性のあしき」だとする。また子どもへの溺愛、躰不足により、「不肖の子」となるという。さら

に、「上智」と「下愚」という特別な存在もいるが、「下愚」は教え改めがたいとはいえ、「悪を制すれば面は改まる」とする。その他の多くの「中人」は「教ゆれば善人」となる。

つまり「天性のあしき」人が「よりよく」教え戒めても直らないというのは、道徳的な判断力とともに知的理解力の問題も示しているのではなからうか。一方、「下愚」の人でも、「をしえいませ」「をしえて」つまり教え学ばさせることで、人としての道徳性を備えた「善人」、あるべき「人」になりえるとも考えられている。

だとすれば「知（智）」に、道徳的な判断力を基本としながらも、先天的（天性）な知的能力という面が付帯しつつあり、前者は学び教えられることにより「善人」になり得る、というように読み取れよう。

それは、次のようないくつかの語りからも理解されよう。ひとつは、

知なきゆへ善の行ふべき事も、悪のなすべからざる事をもしらず。たとへば小児の知なくして水火をおそれず、井におち入り、火にはひ入がごとし。又善の行ふべき事をしらざるは、たとへば三歳の小児に、菓と金とを前につらねおきてとらせんに、必菓子をつかみて金をすつべし。是知なくして金のたからなる事をしらざればなり（『初学訓』巻之三（『全集』巻之三）26頁）

というもので、「知」がないために「善」「悪」の所以を知らないのは、「小児の知なくして」危険（水火）を恐れない、あるいは、「知なくして」即物的で幼稚な価値判断（金銭より菓子を選択）する「小児」、このような状態だということ。しかし、それは「知」つまり「善」「悪」の判断力が学びにより得られればよいのであり、「小児」はその過程で「善人」になろう。人として道徳性は学び教えられる過程で獲得される、このような考えが看取される。

しかし、益軒はそうではない人びとの存在も示唆する。

養生に志あらん人は、心につねに主あるべし。主あれば、思慮して是非をわきまへ、忿（いかり）をおさへ、慾をふさぎて、あやまりすくなし。心に主なければ、思慮なくして忿と慾をこらへず、ほしまゝにして、あやまり多し（『養生

訓』巻之一（『全集』巻之三）490頁）

養生を志すものは、「心」に「主」があるという。先に「心」は「身」の「主」（『初学訓』巻之二（『全集』巻之三）17頁）との考え方を紹介したが、ここでの「主」とは、それがあれば「思慮」「是非をわきまへ」ができるというものである。「忿」や「慾」を制するという表現からすれば、意思（志向）の性格が強いだらう。しかし、判断力や理解力という知的能力の要素も認められよう。すなわち、「心」に「主」があるというのは、自身を制する意思であり、それを裏付ける判断力、理解力、このように捉えておきたい。

だが、「心」の「主」、つまり何か（例えば養生）をしようという意思やそれが必要だという判断力、理解力を持ちえない人、このような存在も「心に主なければ、思慮なくして」という表現から想定されていよう。

さらに「知」をめぐりみておこう。

生れつきて知るは良知なり。二三歳の小児。親を愛する事をしらざるはなく、年すこし長じては、兄をうやまふことをしらざるはなし。是まなばずして、人々生れつきてよく知る故、良知と云ふ。是仁義礼智の智と同じ。天性なり。まなんで知るも亦是良知あるが故なり。むまれつきたる知なくんば、なんぞまなんでもしることを得んや。学問の道は智をひらく工夫なり（『五常訓』巻之五（『全集』巻之三）302頁）

「良知」について説く。これは「生まれつきて知る」というもので、「天性」つまり人として本来的に備わっているものとされる知で、小児や子どもが親・兄弟への愛敬を知っているのも「良知」があるためとし、端的に「是仁義礼智の智と同じ」とする。もっとも、かかる道徳性とともに、「まなんで知るも亦良知あるが故なり」というのは、「良知」について、学び、いわば知的理解力にかかわらないしそのための基本的な能力、とみなしていることを窺わせる。

「良知」さらに「知」は本来、道徳的な判断力といえる。ゆえに、「学問の道は智をひらく工夫なり」といい、知・良知が学問により、開け獲得されるという見方が示される。

「訓」書類の一つ『五常訓』にある、

智なくして心くらく、善悪是非をわきまへざれば、道を行ふべきすべをしらず（略）若人の身に智なければ、天地に日月なく、人に耳目なく、暗夜に燈なきがごとく、又家に主なく、軍に大将なきがごとし（『五常訓』巻之五（『全集』巻之三）298頁）

「智」は五常（仁義礼智信）の一つながら、それが人のあり方や生き方に極めて重要で不可欠なものとして捉えられている。

この史料には「智なければ、才力あれども毎事道理をしらず」（同上）という表現もあり<sup>(22)</sup>、「才力」が理解力に近い意味を持つともいえる。だとしても、道徳的な判断力とともに、知的な理解力を益軒が思い描いていたのは確かだろう。

このように、「知」が道徳性とともに、益軒においては学びとの関係で、新たな意味合い（判断力、理解力）を内在させるようになったであろうことを、「才力」の捉え方も含め検討する必要があるのを、述べておきたい。

## 2、「愚」とは

知が、道徳的な判断力とともに事象の理解力という側面も持ちつつあったのが窺えるとすれば、そこには人としての生き方や生活するための知識を習得する学びを介して、より広義の知の認識（判断力、理解力）が醸成されつつあったのだろう。かかる展望をより明確にするため、「知」（「智」）の対概念といえる「愚」が、益軒にどのように捉えられていたのかをみたい。かかる事象や人びとは、日常生活のなかで感得されるからであろうか、生き方や生活の内容を軸とする『家道訓』『大和俗訓』など「四民」対象の「訓」書類のなかで、益軒は語っている。

子孫弟姪のともがら、生れ付て愚不肖なれば、いかに教へいましめても、其不徳改らず。いさめをふせぎてうけ用ひず、いさむればかへつて心にさからひ、うらみそむき不和にいたる。時々いさめてきかずんば、いはずして和を失はざるにしかず。かくあしく生れ付たるは、聖賢といへどもいかんともすべからず。堯舜の子の不肖なるを以しるべし。聖人頑（かたくな）なるをいかりにくむ事なかれとのたまふ。赤子の井に

おち入ごとし。あはれむべし。にくむべからず（『家道訓』巻之三（『益軒全集』巻之三）442頁）  
ここでは「愚不肖」が「不徳改らず」として、道徳の問題とされている。「愚」「不肖」はまず道徳性に関わる。しかし、「いかに教へいましめ（戒め）ても」改まらない「不徳」は、「かくあしく生れ付たるは、聖賢といへどもいかんともすべからず」であり、前出史料でも紹介した「赤子の井におち入ごとし」と危険を理解しえない「赤子」同様とされる。このような人は、現代医学、障害学でいうところの知的障害にあたろう。繰り返すが留意すべきは、「愚」が「徳」の有無の問題とされ、「あしく（悪敷く）生れ付たる」という「悪」の感覚で捉えられていることである。引用文の主題は、かかる人を憐れむべきで憎んではいけないというもののだが、悪い生まれつき、という先天的に直しようがない人、このような特異な人との捉え方があるのは確認できよう。

特異な人、という眼差しは次の文言からも察せられる。

おろかなれば人をうらみやすし。故に史記曰、知あれば軽（かろ）く人をうらみず。此言むべなるかな。知ある人は、人のわが心にはなはざる事あるをば、故あるらんとおもひ、人をとがめず。或人のしわざの道にそむけるは、生れ付ておろかなる故と思ひて人をゆるす。たとへば赤子の井に入らんとするの如くなればなり。又人の生付偏なれば、其行正しからず。智者は其偏なる病、あはれむべき事をしりていからず。家の主となる人は此心得あるべし。親戚家人わが心に叶はざるを。うらみいかりて、堪忍せざれば家道和睦せず（『家道訓』巻之三（『全集』巻之三）445頁）

主題は、先掲史料と同じく人への接し方で、知のある人は自身の心に叶わないような言動をとる人がいても、理由があることとしてとがめず許すべきとし、かかる対応を「家の主」にも求める。しかし、ここで留意したいのは、「或人のしわざの道にそむけるは、生れ付ておろかなる故」であり、このような「おろか（愚）」な人を、「生付偏」「偏なる病」と、先天的に「偏」の病に冒された人、このように捉えていることである。「愚」「偏」という人としての見方に、

治癒し難い病としての〈障害〉認識が窺えよう。

かかる見方は、「堯舜の子の不肖なるを以しるべし。聖人頑（かたくな）なるをいかりにくむ事なかれとのたまふ」「史記曰」という記述から明らかなように、中国古典に拠っており、必ずしも益軒の独創的な認識ではない。しかし、

聖人頑なるをいかりにくむことなかれとのたまふ。頑とは、心愚にして道理を通ぜざるなり。頑愚に生れつきたれば、すべきやうなし。赤子の井におち入るがごとし。おろかにして、道理をしらざる故に、ひがごとを行ふはあはれむべし。是皆恕の道なり（『大和俗訓』巻之八（『全集』巻之三）151頁）

のように、やはり、中国古典由来の聖人に仮託されつつ、先天的に「心愚」「頑愚」な人に対する「あわれむ」という「恕」の態度で接すべしとはいえず、「愚」をめぐる、学びによる改めが望めない「愚」な人、「偏なる病」の人、「頑愚」な人、かかる見方は、例えば益軒の「訓」書類を通じて、社会的に広まったのではなからうか。

## 五、〈障害〉と社会

### 1、社会のなかの〈障害〉

次の語りには、益軒の〈障害〉認識がはしなくも示されている。

瘖は口物いはず。聾は耳きこえず。口耳に声言の通ぜざるのみにあらず、心にも亦生れつきて、瘖のいはざるが如く、聾のきかざるがごとくに理の通ぜざる人あり（『大和俗訓』巻之八（『全集』巻之三）159頁）

「理」が通じないこと（知的障害・精神障害が想定）を、「瘖」「聾」（聴覚言語障害が想定）の比喩で示し、益軒によるいわば〈障害〉の連鎖認識を知りえる。ここで改めて、益軒に様々な〈障害〉認識があったのを確認したい。彼がいう「理」が通じない人は、前節で示した「知」がない「愚」で「偏」とされる人びとに相当しようが、彼はかかる人びとにも憐憫をもった対応が必要と説いていた。

中国古典に拠りながらも益軒によって近世中期の社会生活の場から浮かび上がらせられた、くだんの

事象や人びとを、〈障害〉〈障害者〉と捉えることができるのであれば、それについて彼は、当該時代の社会に如何なる繋がりをもつと考えていたのだろうか。二点を指摘したい。

第一は、性に関することである。性は個人的ながら社会的意味も持つ。「房室の戒多し」としてふたつのことをいう。つまり、「天変の時」「神明の前」という自然界や暦を踏まえ「天神地祇に対して、おそれつゝしむ」戒め、そして「我身の上につきて時の禁」として病中病後や冬至の前後、女性の月経時などの性交を自制し、「わが身において病を慎しむ」という戒めである。このような戒めを犯せば、

若是を慎しまざれば、神祇のとがめおそるべし。

男女共病を生じ、寿を損ず。生るゝ子も、亦形も心も正しからず、或かたはとなる

という。病の罹患や短命という本人の問題のみならず、子どもの心身が「正しからず」「かたは」との表現は、〈障害〉をともなうということだろう（以上『養生訓』巻之四（『全集』巻之三）535～6頁）。

「天神地祇」など必ずしも医学的ではない指摘を含むものの、益軒が医学的知見を踏まえた考えを持っていたであろうことは、前述した「石見医生 杉本義篤」撰による『養生訓』の「附録」を踏まえても理解される。すなわち、過度な性的な欲求による行為（性器への薬物使用など）は本人が悪病のみならず生まれる子も悪瘡（『養生訓』「附録」（『全集』巻之三）598頁）、多房（過度の性交）による子は多病短命（同601頁）、産後間もないの性交による母親の「終身治し難き病」（同602頁）などは、その証左と考える。かかる事案が現代医学でいう重篤な病、障害に繋がるのかは当面おき、益軒が儒医の立場で、過度な性交が、「終身治し難き病」など〈障害〉が想定される状態を生じるとの認識を有していた点を、確認したい。

第二は、社会の比喩にされることである。〈障害〉概念に近接する病が、家や政治のあり方として叙述されるのは、個人というより社会的な問題として、益軒が病や〈障害〉を捉えていたのを示そう。次は、病・薬事と礼・法の例えである。

家人はかねて礼儀を正しくして、悪事をふせぎいましむべし。悪事出来てのちいましむるはお

そし。礼は未然をふせぐ、法は已然にいましむといへり。未然是ははまだ事出来ざる前也。已然はすでに事出来て後也。礼はたとへば無病の時、よく養生するが如し。病なき時よく養生すれば病おこらず。法は病おこりて後薬をのむがごとし。病おこりて薬を服さんより、無病の時より養生すれば病なし（『家道訓』卷之二（『全集』卷之三）436頁）

病ないしそれを防ぐ養生の社会性が説かれ、個人に還元される問題ではないとの益軒の主張が汲み取れる。

これは「家」に関わるが、より広い文脈でも言及する。次のように中国古典も参照しつつ政治を〈障害〉と関連付け描写する。

東坡が曰、治乱は、下情の通塞に出づ。凡国家の治乱は、譬へば人身の無病なると、病あるが如し。血気流通すれば無病の人となり、血気めぐらざれば病人となる。下の言ふ所上に通じ、下の諫を上を用ふれば治まる。是を言路通ずといふ。言路通ずれば、国家治まること、血気運（めぐ）りて無病なるが如し。言語塞がれば、国家乱るゝこと、血気運らずして病起るが如し。古語に、上たる人、下の諫を聴き入れざれば、譬へば聾の如し。斯の如くなれば、臣下たる者は、上を恐れて、口を閉づ。譬へば瘖のごとし。君は聾となり、臣は瘖となりては、国家の治まらんことを願ふとも、得べからず（『君子訓』中（『全集』卷之三）406頁）

引用する『君子訓』は、「訓」書類のなかでも徳を備えるべきとする為政者を想定していよう。益軒が福岡藩黒田家の家臣という属性を持つ所以の書だが<sup>(23)</sup>、「血気めぐらざれば病人」となるのと同じように、君子による政治において上下の「言語塞がれば」、すなわち「君は聾となり、臣は瘖となり」、その結果「国家乱る」というのだ。政治をめぐる君子・臣（その背景には領民も想定される）の関係が、「訓」書類のなかで〈障害〉を介し比喩化されたのは、〈障害〉が個人の問題に止まらない社会的な事象として、広く認知される契機になると考えたい。

とすれば益軒が同じく『君子訓』のなかで、

人の身のはたらきは、一心を主とし、両手両足を使ひものとす。身の内少しにても痛む所、か

ゆき所あれば、手行きて是をさすりかく。是わが心、わが身を愛すること切にして、心と身と一体にして通ずる故なり。君の心に仁愛厚くして、万民を憐む心深ければ、民の愁ひ苦しみを知りて、恵み施さゞる事なかるべし（『君子訓』上（『全集』卷之三）395頁）

というのは、心身・病が政治社会の軸とされる道徳と関連していることの表象であるが、先に『養生訓』や『初学君』『大和俗訓』などのより広範な「四民」を対象とした「訓」書類で、病を心と器官の関係で捉え身体の機能障害が生じるとしたことも勘案すれば、君子の心のあり方に徳が欠けると、手足などの諸器官が正常に動かないのと同様に、政治が混乱する、というように読める。

君子の徳（「仁愛」「万民を憐む心」）のあり方が〈障害〉（手足が正常な動きをしない）と結びつく可能性があるとするれば、〈障害〉の社会的な意味合いが、民のための政治を君子が行えないことに並ぶような、重いものであったことが想定される。

聖人の書は、譬へば医書の病論のごとし。病の因縁を知り、療治の法を知り、通鑑は、古人の療治せし医案を考へ、その薬法を知るが如し（『君子訓』上（『全集』卷之三）393頁）

の如く、政治と医・病を構造的に考える益軒にとり、以上のように、〈障害〉を君子による政治社会の統治と結び付けて捉えることは、自然な見解なのだろう。

## 2、〈障害〉への関わり方

それでは、為政者の立場とはいえ、「四民」を対象にする「訓」書類のなかで、いわば社会的な存在とみなした〈障害〉〈障害者〉と、益軒はどのように関わると説くのか。

彼は、〈障害者〉も含め、貧者など社会的弱者へ「不幸」な人、という眼差しを向ける。すなわち「人倫を愛する」とて、わけもなく一やうに人を愛するは道理にそむけり」として、親子・君臣そして兄弟・夫婦・朋友など「人倫」への「愛」に序列秩序があるとしつつも（『五常訓』卷之二（『全集』卷之三）256～7頁）、

天下の民はわれと同じく、天地の子なるゆえに、即是わが兄弟なり。その内に王公大人あり。是

わが兄弟の内にて位高き人なり。鰥寡孤独病者かたわ乞食貧人あるは、皆わが兄弟の内にて不幸なる人なり（同256頁）

と、様々な人は「天地の子」として「兄弟」であり、そのうち「鰥寡孤独病者かたわ乞食貧人」は「不幸」な人という。このように、「不幸」な存在として差異化された人びとは、「陰徳」実践として救済の対象とする。

陰徳をたもち、身をあつく善事を行ひて、人のうれへをあわれみめぐみ、人のくるしみをたすけ救ふべし。つねに是を以て志とすべし。陰徳とは心の中に善をたもちて、人にしられん事を求めざるを云。凡善を行ふの道は、うゑこゝゆる人、病者、かたわなるもの、乞食、貧人をたすけ、鰥寡孤独のたよりのなき人をあはれみめぐむべし（『初学訓』巻之五（『益軒全集』巻之三）39頁）

しかし、「陰徳」は人に知られない「善」の実践であり、

陰徳を行ひ、久しきをつめば、必そのむくいを求めざれども、後日に必天道のめぐみありて、しばゝわざはひをのがれ、福寿をまし、その家をさかんにして子孫にさいはひあり（『五常訓』巻之三（『全集』巻之三）270～1頁）

と記すように、あからさまではないものの、自身をはじめ「家」「子孫」の「さひはひ（幸）」が期待されている。したがって、〈障害者〉を含め社会的弱者（様々な理由から施しをうける「乞人」など）の救済は、

乞人の内にて老人病者畸人（かたわ）、殊に盲（めしひ）蹇（あしなえ）瘖（をし）、老て子なく、幼（いとけなく）して父なき者、養なはるべき親族なくて、みづから食を求めかね、せんかたなく乞人となる者あり。是皆窮民のより所なき人也。あはれむべし（略）かくのごとく人をすくひ善をする事は、人間世の最楽しむべき事也。心を用ふべし（『家道訓』巻之一（『全集』巻之三）426頁）

貧窮する寄る辺ない憐れむべき人びとにとり命にも関わる大事なことながら、「人間世の最楽しむべき事」と、救済する立場の人にとり、いわば人生至上

で最大の「楽」というのである。「楽」は先にも触れたが、益軒は人生にとり「楽」が必要という思想を持ち、『楽訓』を残す。ただ、かかる社会的弱者の救済は、いわば無償の行為と捉えているわけではない。人生を楽しく豊かにするための方途という側面があるのも事実ではなかろうか。

『楽訓』で益軒は次のように述べる。

わが子弟親戚など、をしへてもしたがはずんば、せめとがめて和をうしなふべからず。人の生れ付て不肖なるも、わが身のかゝる人にあひて不幸なるも、皆天命なれば、みづからくるしみ、人をいかりて、楽を失ふべからず（『楽訓』巻之上（『全集』巻之三）608頁）

教えても従わないとは、不道德者という意味であろうが、生まれつきの「不肖」との表現を踏まえれば、先述した先天的な知的障害者とも考えられる。このような人が家族・親族にいるのは「不幸」であるが、それは「天命」であり、かかる人に煩わされて、「楽」を失うな、との主旨だろう。『楽訓』で

をしへてもしたがはざるは愚人なり。聖人といへどちからに及ばず。人の愚なるによりて、いかりてわが心をなやますべからず。人のあしく生れ付たるは其人の不幸なり。あはれむべし。わが心にあづかりてうらみとがめ、みづからくるしむべからず。人のあしき故、わが心の楽を失ふは愚なり（同上）

と、同趣旨が繰り返されるが、「愚人」と明言され、「あしく生れ付たるは其人の不幸」と、先述のように、悪しく生まれついた「愚人」本人を「不幸」で憐れむべしとする。しかし、かかる人に自身の心を悩まされ苦しめられないようにともいう。自分の心の「楽」を失うからである。

だとすれば、益軒の主張は、不道德でないし知的な〈障害者〉を（人としてよくするために）責め咎めるものの、（結局はその人が改まらないことにより）自身が苦しみ「楽」を享受できない人生は避けるべき、というものだろう。家族・親族でさえ、不道德ないし〈障害〉の有無による煩いにより、「楽」が失われることが回避されようとしている。であれば、他人ならなおさらであろう。

世には愚かなる人多し（略）おろかなる人は、

情こはくしてさとしがたく、義に移りがたし。  
かゝる人に対しては争ふべからず（『大和俗訓』  
卷之八（『全集』卷之三）154～5頁）

と、愚な人は強情で論し難く、ゆえに自身は接触さえ避ける、という姿勢に見える。「おろかなる人」とは、理解力、判断力に欠ける知的な〈障害者〉と考えるが、益軒をはじめ当時の人びとには、徳がない者と重なり映じたであろう。

小人の我に対して、ひがごとをいひ行ひて、さとしがたきはすべきやうなし（略）かれさとらずとも、わが心法に害なし（『大和俗訓』卷之八（『全集』卷之三）153～4頁）

道理が通らないことをいう「小人」を諭そうとしてもできない場合はどうしようもないが、例えそうでも、自身の「心法」に「害」はない（あるいはあってはならない）のである。「小人」は「愚人」と同義と思われるが、不道德者の意味合いが強いかもしれない。

「愚人」に対し、まずは道德心の涵養を学びとして促がそうとする、あるいは何度も言い聞かせようとする。しかし、それが叶わないのであれば、むしろそのような人には関わらず、自身の人としての「楽」を疎外する存在として、かかる人との距離をとろうとした。

しかし益軒は、〈障害〉があるようにふるまうことで、問題を回避するという諺にも言及した。

いにしへの諺に曰、不癡不聾不為家翁。云心は、家の主となる者は、家人の過あるを堪忍して、おろかなるやうにあるべし。かしこだてして明察にすぐれば、家人くるしみて家をさまらず。又家人の人の悪をつぐる事をとりあげて、聞用ゆべからず。耳きかざるがごとくなるべし。かくごとくならざれば、家の主人と成がたし。此ことわざよく心得べし。大かたはしらずがほにてすぐすは、わざはひなし。是智者のする事なり。ことに小人婦人の云ことを信ずれば、必あやまる。是を聞いて信ずるは愚なり。かゝる知なき者にたぶらかさるるは、まことにあさまし。よく心を用ゆべし（『家道訓』卷之二（『全集』卷之三）432頁）

ここには「小人婦人」の言への不信感とでもいうべ

きものがある。益軒はそれへの対処の手段として、「おろかなる」あるいは「耳きかざる」という、知的ないし聴覚の〈障害〉を装うとの諺を引き合いにするが、諺の原義や発生の時期特定は困難ながら、不都合な事象を回避するために〈障害〉〈障害者〉が利用されるとの見方が近世中期にはあったこと、を窺わせる。

〈障害〉は個人の問題ながらも、益軒によれば、「家」そして社会との繋がりの中なかで、捉えられようとしていたのである。

## おわりに

本稿では、近世日本における〈障害〉やその認識析出の試みとして、生活の実践知を記す社会思想書を題材にした。具体的には貝原益軒による養生論やその他の「訓」書類から、病・欲・徳などの問題と密接な繋がりを持つ〈障害〉認識を析出したと考える。ただし、かかる彼の認識が広く受容される回路については、書肆などの動向も踏まえた解析が必要だろうが、当面は認識析出に注力した。それに関し、以下三点に整理する。

第一に、学びの一環としての養生をめぐる問題である。益軒は『初学訓』『和俗童子訓』『大和俗訓』『家道訓』『君子訓』などの「訓」書類で、「四民」とりわけ学問がない人びとに、人として生きるための学びとその重要性を説いた。漢文編著『頤生輯要』を基礎に和文表記でわかりやすく叙述する『養生訓』もその一冊である。古代中国で成立した病罹患を防ぐ養生の考え方は、個人が学ぶ一種の技法（術）であるが、益軒は実証科学的な知見も踏まえて論じつつ、自身のためというより、天地・父母が与えてくれた心身を健全に保つことで報恩に至るという、一種の社会的意味合いを養生に持たせた。したがって、養生・節欲せずに、一生の災いとなるような治癒しがたい重篤な病（いわば〈障害〉）を患う人には、心や知の欠損、いわば不道德という見方がなされたとと思われる。

第二に、学びによる「知」「愚」の趣旨をめぐる問題である。儒学的には善悪を判断することが「知」、それができないことが「愚」を意味し、益軒も従う。

だが学びという機会は、自ずと事象に対する理解力、いわば知力の面を浮かび上がらせ、それが十分ではない人びと、とりわけ先天的に不十分な人びとが問題視されるようになろう。前近代日本に、知的障害などの概念は未成立で、物事の理屈をいくら教えても理解できない人という如く、不徳により善悪判断ができないとの見方により、知的な障害を持つ人びとは捉えられたであろう。とくに生活の実戦知が叙述される「訓」書類には、かかる認識が示される。もちろん、現代の医学、障害学の立場からの吟味が必要なが<sup>(24)</sup>、近代における障害概念の成立以前においても、知的障害の如き観点があった可能性<sup>(25)</sup>を考慮してよいだろう。

第三に、近世日本における〈障害〉の社会性をめぐる問題である。障害は個人の心身毀損の状態が基本である。しかしそればかりではなく、社会的な制約、社会における認識のされ方がより本質的と考えられるが<sup>(26)</sup>、それは前近代に遡及して検証する余地がある。心身毀損の人びとはどの時代にも存在するものの、各歴史段階で如何なる社会的なあり方のなかで〈障害〉の見方が成立していたのかという、例えば養生論がもつ社会性と同様の性格を考慮すべきだろう。本稿では、性と〈障害〉、政治社会での〈障害〉の比喩、知的障害という新たな〈障害〉認識の形成、などを提示した。もちろん、近世日本の社会における〈障害〉のあり方は、それにとどまらないだろう。

個人的な〈障害〉が様々な局面で社会化される事歴の蓄積は、今後の課題でもあり、近代における障害概念にどのように繋がるのか、障害史の研究にとり大事な課題だ。

## 注

- (1) 篤信、字は子誠、小字は久兵衛、号は益軒・損軒。本稿では趨勢に倣い「益軒」と称する。
- (2) 障害は生産力や優生思想などを背景に近代に成立した概念だが、前近代を対象とする本稿では、それに相当する事項や人をめぐり、〈障害〉〈障害者〉などと括弧を付す表現を原則とする。
- (3) 益軒をめぐる研究は、概ね、i) 思想史関連からの検証で、儒学者あるいは科学的合理主義者などの側面や学問観などの分析、ii) 個別分野に対する検証で、

近代的な学術分野に基づく、教育史、科学史、経済史、地理学史、文学国語史、女性史など諸分野単位の分析、iii) 総合的な知識人としての検証で、近世中期の政治・社会・文化のなかでの人を含めた博物に対する総合知を探求する人物像の分析、というようなアプローチから取り組まれているといえる(拙稿「貝原益軒の養生論をめぐる一考察——記述法と社会化——」『市史研究ふくおか』21号、2026年)。文献目録は塚本明編「貝原益軒と文関係目録」(横山俊夫編『貝原益軒——天地和楽の文明学——』平凡社、1995年)が明治期以降ほぼ1995年までの益軒関連著作類(和文)を掲載し、拙稿前掲「貝原益軒の養生論をめぐる一考察」には、それ以降の研究文献を掲載(啓蒙的、一般的な性格が強い文献は選択掲載)するので参照されたい。なお、益軒の思想を総括的に捉えるためには、横山俊夫前掲編『貝原益軒』、岡田武彦監修『福岡人物誌 貝原益軒』西日本新聞社、1993年、井上忠『貝原益軒』吉川弘文館、1963年をはじめ、近年では、前田勉「貝原益軒における学問と家業」『季刊日本思想史』51号、1997年、辻本雅史「貝原益軒の思想世界——本草学の基底——」『杏雨』14号、2011年、清水真裕「貝原益軒における「楽」の領域」『比較日本学教育研究部門研究年報』14号、2018年、劉菲菲「貝原益軒の読書論における朱子思想の影響」『名古屋大学国語国文学』116号、2023年、前田勉「貝原益軒の「陰徳」観念」『愛知教育大学研究報告：人文・社会科学編』74号、2025年などがある。

- (4) 拙稿「近世辞書『俚言集覧』にみえる〈障害〉表現——類型・認識の析出——」『九州文化史研究所紀要』60号、2017年。
- (5) 拙稿「近世仏教説話にみる〈障害〉」(『九州文化史研究所紀要』61号、2018年)。
- (6) 拙稿「近世日本の国家・社会と〈障害者〉」『歴史評論』842号、2020年、同「〈障害者〉とその行方：地方(じかた)記録による実態研究の試み」『障害史研究』1号、2020年。
- (7) 拙稿「武家夫婦の日記と病氣記録：広島藩儒者頼春水・静子の〈障害〉認識を考える」『障害史研究』2号、2021年。
- (8) 拙稿「近世日本の社会観と〈障害〉認識：石門心学をめぐる」『障害史研究』3号、2022年、同「石門心学道話にみる〈障害〉の比喩化：狂言台本の題材化との比較」『九州文化史研究所紀要』65号、2022年。
- (9) 拙稿「近世の伝聞記録「耳囊」にみる〈障害〉——素材と論点——」『障害史研究』4号、2023年。
- (10) 瀧澤利行は、養生を体系的に言語化した論述を「養生論」「養生説」、それを目的とした生活技術や技法を「養生法」「養生術」、何らかのかたちで視覚化さ

- れた記載物を「養生書」と称する場合があるとする（瀧澤『養生の思想』世織書房、2003年、12～3頁）。本稿もこれに倣う。
- (11) 瀧澤前掲『養生の思想』結章299頁、同「健康思想・衛生思想の展開における「障害」理解の思想と構造」（池田嘉郎・北村陽子編『障害者と歴史学』山川出版社、2025年）。
- (12) 養生の私事性をめぐってはすでに、養生がいざという時の他人・親と主君のための行為でわが身のためではない、身体的自由と私事性が否定され、これが近代日本において身体の私事性が否定される淵源、との『養生訓』をめぐる指摘がある（汲田克夫「貝原益軒の養生観の特質」『思想』528号、1968年）。それに対し『養生訓』でのかかる指摘は1カ所のみで恣意的な解釈といわざるをえず、かかる動向は、『養生訓』が刊行後に広まるなか、養生の目的、養生を行うのは誰のためか、それが利己的なものになるのではないか、という社会道徳上の問題が意識された、との批判がある（松村浩二「一八世紀における博物学的知の成立 ——『養生訓』と『大和本草』をめぐる——」〔大阪大学文学部『日本学報』10号、1991年〕34～5頁、塚本明「儉約と養生 ——益軒養生論の特質と受用——」〔横山俊夫前掲編『貝原益軒』〕311～2頁）。研究史的には後者の主張が継承されているようにみえる。
- (13) 「CONVENTION ON THE RIGHTS OF PERSONS WITH DISABILITIES」（障害者の権利に関する条約。2006年12月13日国連総会採択。日本2014年1月20日批准、同2月19日効力発生）の第1条では、障害について、心身の機能障害と様々な障壁による平等な社会参加の困難性、という二つ側面が指摘される（日本政府訳による）。また、「障害者基本法」（1970年5月21日、最終改正2013年6月26日）第2条では、障害を「心身の機能の障害」とし、それが「社会的障壁」により、日常・社会の生活全般にわたり、「制限を受ける」状態とする。そして社会の障壁とは、「社会における事物、制度、慣行、観念やその他一切のもの」とされる。
- (14) 本稿での益軒関連史料引用は益軒会編『益軒全集』国書刊行会〔復刻本〕、1973年からである。『頤生輯要』は『益軒全集』巻之七所収。史料引用情報は以下、本文に記す。
- (15) 麥谷邦夫「中国養生文化の伝統と益軒」（横山俊夫前掲編『貝原益軒』）。
- (16) 以上、井上忠『貝原益軒』吉川弘文館、1963年、132頁、『益軒資料』四（九州史料刊行会、1957年）88～94頁、麥谷邦夫「中国養生文化の伝統と益軒」（横山俊夫前掲編『貝原益軒』）など。
- (17) 麥谷邦夫前掲「中国養生文化の伝統と益軒」246～7頁。
- (18) 以上、本項については拙稿前掲「貝原益軒の養生論をめぐる一考察」参照。なお益軒養生論をめぐる近年の研究には、益軒を対象にしたなかでの養生論の考察（井上忠前掲『貝原益軒』、横山俊夫前掲編『貝原益軒』所収の辻本雅史「『學術』の成立 ——益軒の学問論と道徳論——」、麥谷邦夫前掲「中国養生文化の伝統と益軒」、塚本明前掲「儉約と養生」、岡田武彦監修前掲『福岡人物誌 貝原益軒』）、および、益軒養生論を直接の対象にした仕事（小倉学『『養生訓』の身体観』『教育』（国土社編）12巻12号、1962年、汲田克夫前掲「貝原益軒の養生観の特質」、関之「貝原益軒の養生訓における自然法的なるもの」『中央学院大学論叢 一般教育関係』4巻1号、1969年、市川定三「『教育論』にみるジョン・ロックの健康論と『養生訓』にみる貝原益軒の健康論について」『鶴見大学紀要』（第3部、保育・保健歯科編）20号、1983年、田中佩刀「貝原益軒の『養生訓』に就いて」『明治大学教養論集』179巻、1985年、松村浩二前掲「一八世紀における博物学的知の成立 ——『養生訓』と『大和本草』をめぐる——」、立川昭二『養生訓の世界：人生の達人・貝原益軒』日本放送出版協会、2001年、伊藤ちぢ代「貝原益軒『養生訓』の「健康」観をめぐる」『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』6号、2005、荒木正見「貝原益軒『養生訓』と総合的健康」『比較思想論輯』15号、2008年、福光由希「貝原益軒『養生訓』に見られる「養生」と「楽」」『藝術研究』21・22号、2009年、藤井義博「貝原益軒の生活教育哲学に基づいた食育」『藤女子大学QOL研究所紀要』4巻1号、2009年、劉克申『天寿の域にいたる道：貝原益軒の『養生訓』を中心に』国際日本文化研究センター、2012年、片渕美穂子「近世中期養生思想における導引術 ——貝原益軒『頤生輯要』を中心に——」『杏雨』21号、2018年、韋立新・魏鳳麟「儒教思想と貝原益軒の養生観」『東アジア文化研究』13号、2022年）がある。『養生訓』を主とし、養生の方法や考え方が医学の理論や学派の流れも視野に、その特色が論じられてきた。しかし、彼の養生論や〈障害〉認識をめぐるのは、より広い益軒の編著書類（『大和俗訓』などの「訓」書類）にも目を通すべきだろう。
- (19) 拙稿前掲「武家夫婦の日記と病氣記録」。
- (20) かかる点については、謝蘇杭「近世前期本草学における実学思想の考察：稲生若水と貝原益軒を例に」『千葉大学人文公共学研究論集』38号、2019年、岡田武彦「貝原益軒の儒学と実学」『西南学院大学文理論集』15巻1号、1974年、辻哲夫「貝原益軒の学問と方法：『大和本草』における儒学と科学」『思想』605号、1974年、海老田輝巳「貝原益軒の科学的業績と

- 日本近代化』『海路』3号、2006年など参照。
- (21) 益軒の教育をめぐる思考について、最近の成果に松田智子「貝原益軒の教育思想への一考察——江戸の子育法と教育書を通して——」『人間教育学研究』3号、2015年、河野理菜「藩儒期の貝原益軒：その教育思想を中心に」『語文研究』132号、2021年などがある。
- (22) また、「訓」書類からすれば、益軒は五常の一つとしての「智」、理解力なども含むより広義の「知」、かかる区別をしていたとも想定されるが、この点は後考を俟ちたい。
- (23) 拙稿「「貝原益軒の「武」認識とその行方——〈武功譜代〉像の形成をめぐる——」『比較社会文化』15巻、2009年、拙稿前掲「貝原益軒の養生論をめぐる一考察」参照。
- (24) 日本医史学会編『医学史辞典』丸善出版、2022年には、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、ダウン症、精神病などの障害をめぐる独立項目があるものの、知的障害については、「障害者対策史」の項目に障害の一類型として名称が挙がるのみで、索引掲載もない。その背景は、道徳的判断力と知的理解力が前近代日本では前者を軸に混成し定義化が困難という本稿でみた如き事情もあるのだろうか。知的障害の認識経緯については、社会史的観点からの考察も併せて要請されよう。
- (25) 近世の知的障害（者）をめぐる考察は管見の限りほとんどない。拙稿「〈障害者〉への眼差し——近世の人間観という観点から——」（荒武賢一郎他編『日本史学のフロンティア2』法政大学出版局、2015年）、同前掲「近世の伝聞記録「耳囊」にみる〈障害〉」では不十分ながらかかる見方の必要性に言及した。本稿はそれをさらに益軒の論述に掘り深めたと考える。なお鬼頭宏「迷子と行方不明者——18世紀京都の人口現象——」『人口学研究』9号、1986年、樋原裕二「町触（まちぶれ）からみた江戸時代の京都における福祉対象者の生活実態と課題——知的障害

者・精神障害者・認知症高齢者の比較検討——」『地域社会福祉史研究』10号、2023年は、ともに京都町触研究会編『京都町触集成』により、行方不明者などのなかに知的障害者（「精神薄弱者」）・精神障害者の存在を指摘する。ただし、このような人びとが如何に認識されていたのかという、本稿で試みるような考察はなされていない。また本稿で取り上げた事案には精神障害（精神病）とすべきものが含まれる場合も想定されるが、かかる問題の検証はなし得ていない。

近代以降については、例えば、『精神薄弱者問題史研究紀要』が多くの論考を掲載し、文学的観点から河内重雄『日本近・現代文学における知的障害者表象——私たちは人間をいかに語り得るか——』九州大学出版会、2012年、さらに本稿での関心でもあった教育との関連からは、一宮俊一「わが国における初期の精神薄弱教育の性格」『徳島大学学芸紀要 教育科学』19号、1971年、窪島務「昭和ファシズム期における精神薄弱教育観について」『精神薄弱児研究』149号、1971年、津曲裕次「精神薄弱教育史研究序説——白痴教育史序章——」『東京教育大学教育学部紀要』21号、1975年をはじめとして多くの業績がある。拙編「日本近世・近代障害関連研究文献目録」『障害史研究』6号、2024年参照。

- (26) 拙稿「障害史研究をめぐる覚書——通史・総合史・生活史——」『障害史研究』5号、2024年。

（追記）

本稿はJSPS 科研費JP19H00540（2019～2023年度「障害の歴史性に関する学際統合研究：比較史的な日本観察」）およびJP24H00104（2024～2028年度「障害史構築にむけた学際的資料研究：比較史的観点から」）の成果の一部であり、障害の歴史研究の進展を目指し、障害をめぐる社会的な差別撤廃に資する目的で草されたものであることを、明記しておく。